

児童手当 同居優先による受給者変更について

児童手当は、原則として、父母のうち所得の高い方が受給資格者となりますが、父母が離婚前提で別居又は離婚に伴い別居をした場合、所得に関わらず、お子様と同居している父又は母のいずれかに受給者を変更すること（同居優先）ができます。

1 同居優先の要件（次の3つを全て満たしている必要があります。）

- （1）請求者と配偶者が別居しているなど、住民票上別世帯であること。
- （2）請求者と児童が住民票上同世帯であること。
- （3）離婚協議中の場合は、少なくとも一方に離婚の意思があり、それが相手に伝わっていることが客観的に確認できる書類が提出できること。離婚済みの外国籍の方の場合は、離婚届受理証明書。

※離婚済みの日本国籍の方の場合は、個人番号を使用した情報連携により確認することができるため、離婚届受理証明書の添付は原則不要です。ただし、情報連携により確認できない場合は離婚届受理証明書または離婚したことがわかる戸籍謄本（発行後1か月以内）を提出していただきます。

○該当する書類の例

- | | | |
|---|---|-------------------|
| <ul style="list-style-type: none">・離婚調停期日呼出状の写し・家庭裁判所における事件係属証明書・調停不成立証明書・離婚協議申し入れに係る内容証明郵便の謄本・公的機関から発行された書類
例：離婚裁判に係る控訴状の副本・弁護士などの第三者により作成された書類
例：弁護士から請求者に宛てた離婚協議の進捗状況に係る報告書・配偶者が直筆で記入した離婚協議中である旨の申立書 | } | 夫婦関係調整申立事件（離婚）のもの |
| <p>※当事者間のみで話し合っているなど、上の書類の提出が困難な場合のみ</p> <p>※申立書が提出された後、区が配偶者にお電話等で内容確認を行います。</p> | | |

×該当しない書類の例

- ・婚姻費用分担に関する書類
- ・夫婦関係調整申立事件（円満）に関する書類
- ・離婚協議に係る弁護士との委任契約書

裏面に続きます。

児童手当 同居優先による受給者変更について

2 申請の時期

「1 同居優先の要件」を全て満たした後、児童手当の認定請求ができます。

3 注意事項

- ・原則、認定請求を行った日が属する月の翌月分から支給します。
- ・別居により区外に転出される場合は、転出先の区市町村でご相談ください。
- ・請求者が公務員の場合は、職場での申請となるため、請求者の職場でご相談ください。